

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」開催要綱

1 目的

海賊版サイトへのアクセスを抑制するための方策の導入を支援するため、その実施の前提となる法的整理、導入・実施に当たっての技術的可能性等について、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ検討を行うほか、併せて、フィルタリングなどの手法を含めた効果的な方策の在り方について検討を行う。

2 名称

本検討会は、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) アクセス抑止方策の実施の前提となる法的整理
- (2) 導入・実施に当たっての技術的可能性の検討
- (3) その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課が行う。

(別紙)

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」構成員名簿
(敬称略)

(座長代理)	<small>えさき ひろし</small> 江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	<small>うえぬま しの</small> 上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
(座長)	<small>そがべまさひろ</small> 曾我部真裕	京都大学大学院 法学研究科 教授
	<small>たむら よしゆき</small> 田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	<small>ながた みき</small> 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	<small>もり りょうじ</small> 森 亮二	英知法律事務所 弁護士

(オブザーバー)

(一社) テレコムサービス協会
(一社) 電気通信事業者協会
(一社) 日本インターネットプロバイダー協会
(一社) 日本ケーブルテレビ連盟
(一社) ABJ
(公社) 日本漫画家協会
内閣府知的財産戦略推進事務局
文化庁